

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 5 年度
計画主体	川場村

川場村鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 川場村 むらづくり振興課 森林環境係
所 在 地 川場村大字谷地 3200
電 話 番 号 0278-52-2111
F A X 番 号 0278-52-2333
メールアドレス hara-y@vill.kawaba.gunma.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、カラス、ハクビシン、ニホンカモシカ、ツキノワグマ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	川場村全域

- (注) 1 計画期間は、3年程度とする。
2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
イノシシ	水稻、果樹(リンゴ)等	13a	200 千円
ニホンジカ	果樹(リンゴ)、こんにゃく等	16a	520 千円
ニホンザル	野菜(じゃがいも、トウモロコシ)等 果樹(リンゴ、ブルーベリー)等	6a	142 千円
カラス			
ハクビシン	果樹(リンゴ)等	3a	40 千円
ニホンカモシカ	果樹(リンゴ)	1a	8 千円
ツキノワグマ			

- (注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

イノシシ	平成5年頃から村内各地域の山際の農地で被害の報告がされ始め、有害捕獲、金網柵の設置等対策を講じている。令和5年では稲の踏み荒らしの被害が多くなっている。
ニホンジカ	エサの少ない時期には、植林地や果樹園に入り、新芽や樹皮を食べる。村内のリンゴの新芽被害がある他、稲の踏み荒らしの被害が増加している。
ニホンザル	令和元年度から木賊地区で農作物被害の報告がされ始め、その後、主に太郎地区、別所地区の収穫期において、野菜、いも類、果樹等に被害が出ている。特に、冬期から春先にかけてのサルの被害・目撃が多くみられる。
カラス	雑食性で群れをつくっているが、最近では、数が減ってきている。主に水稻の被害が目立つ。
ハクビシン	平成17年頃から目撃情報が出始め、果樹(リンゴ・桃)への食害が報告されている。
ニホンカモシカ	村内の山林で目撃が多くなってきている。山林周辺のリンゴ畑や農地に出没し、食害を出している。
ツキノワグマ	山間地域に生息し、毎年、夏から秋にかけて山林周辺の飼料用トウモロコシ等の被害が発生している。

- (注) 1 近年の被害の傾向(生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等)等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値(令和4年度)		目標値(令和8年度)	
イノシシ	13a	200 千円	10.4a	180 千円
ニホンジカ	16a	520 千円	12.2a	464 千円
ニホンザル	6a	142 千円	4.8a	127 千円
カラス	-	-		
ハクビシン	3a	40 千円	3a	40 千円
ニホンカモシカ	1a	8 千円	0.8a	7 千円
ツキノワグマ	-	-		

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	イノシシ、ニホンジカについては、くくり罠や捕獲おりを用いて、ニホンザルについては、サル用大型囲いわなを用いて捕獲を行った。	高齢化による狩猟者の減少に伴う後継者の育成・確保。 野生鳥獣の生態等を熟知するものの不足・育成 大型囲いわなに設置する誘引用の餌の、収穫期以外の時期での確保。
防護柵の設置等に関する取組	令和5年度は富士山地区にニホンジカの対策として果樹園の周辺に侵入防止柵の防護柵を900m設置した。 ニホンザルについては、放任果樹の撤去や、駆逐花火等で住民自ら追い払いを行った。	防護柵の始点の終点の横からニホンジカが侵入してしまう懸念があるので、柵の延長や、罠の利用を検討する必要がある。 ニホンザルが駆逐花火になれてしまい、あまり効果が得られない。地域ぐるみで追い払いを実施する必要がある。
生息環境管理その他の取組	リンゴなどの果樹を栽培している地域では農作物残渣で鳥獣をおびき寄せないため、捨て場の集約化や大型囲いわなの餌として活用している。 また、広報誌、チラシ等により地域住民に対し鳥獣害対策の普及啓発を図った。	村内各地で時給的農家の農作物残渣が見受けられるため、行政指導のもと新たな捨て場の確保をする必要がある。

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追い払い活動等について記入する。

4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果

樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

野生鳥獣による農作物に対する被害は、村内全域で拡大する傾向にあることから、防護柵の延長、管理や農作物残渣の適正処理の被害管理、ICT 機器を活用した効率的な捕獲活動による個体数管理、農地周辺の刈り払いによる緩衝帯の設置等、生息管理の施策を総合的に実施する。 また、被害状況や出没状況等の情報を共有し、地域一体となった被害対策がとれるような体制を整える。	
イノシシ ニホンジカ	繁殖力が高いことから被害がさらに拡大する恐れがあるため、農作物残渣の適正な管理、農地へ防護柵の設置等被害防止を図りつつ、農地及び農地周辺の山林において、積極的に捕獲を行う。
ニホンザル	捕獲檻等による捕獲を進めるとともに、農作物残渣の適正な処理、地域ぐるみの追い払い、緩衝帯の整備等による、出没しにくい集落づくりに取り組む。
ツキノワグマ	通学路、生活道路等において出没を抑えるために森林整備や林縁部の刈り払いを行う。また農作物残渣の適正処理等の推進を進める。
ニホンカモシカ	侵入防止柵、追い払い等による被害防除を行う。 また、聞き取り調査、センサーカメラの設置等により、頭数、行動域等の調査を行う。被害が減らない場合には適正管理計画を製作し、個体数管理を行う。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

対象鳥獣の捕獲については、鳥獣被害対策実施隊の対象鳥獣捕獲隊員が従事する。わな免許所持者である被害農林従事者については、有害鳥獣捕獲隊員と連携し捕獲体制を保管するものとする。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル カラス ハクビシン ツキノワグマ	鳥獣被害対策実施隊を中心として地域ぐるみの防除対策を推進する。 有害鳥獣捕獲隊と連携し事故防止に万全の対策を講じて対象鳥獣を捕獲する 効果的な捕獲資材を導入するとともに、これらの機材を使用した捕獲講習会を開催する。 より効果的な捕獲を実施していくために、ICT 機器の導入を図る。
令和7年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル カラス ハクビシン ツキノワグマ	鳥獣被害対策実施隊を中心として地域ぐるみの防除対策を推進する。 有害鳥獣捕獲隊と連携し事故防止に万全の対策を講じて対象鳥獣を捕獲する 効果的な捕獲資材を導入するとともに、これらの機材を使用した捕獲講習会を開催する。 ICT 機器を活用し、効率的な捕獲活動を実施する。
令和8年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル カラス ハクビシン ツキノワグマ	鳥獣被害対策実施隊を中心として地域ぐるみの防除対策を推進する。 有害鳥獣捕獲隊と連携し事故防止に万全の対策を講じて対象鳥獣を捕獲する 効果的な捕獲資材を導入するとともに、これらの機材を使用した捕獲講習会を開催する。 ICT 機器を活用し、効率的な捕獲活動を実施する。

- (注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
イノシシ	農作物の被害は少ないが、人畜に被害を及ぼす可能性が高いため、適宜捕獲する。生息域は人家周辺にまで拡大し、被害は年間を通して発生している。
ニホンジカ	冬期によるリンゴ等の食害が著しく、個体数も年々増加していることから積極的な捕獲を行う。
ニホンザル	今まで出没報告がされなかった生品地区、立岩地区まで活動領域を広げ、被害地域が拡大していることから、捕獲檻を中心とした捕獲活動を行う。1群あたりの頭数を半減することを目標にする。
カラス	農作物の被害は少ないが、必要に応じて捕獲する。
ハクビシン	近年、被害や目撃情報が多く寄せられているので、捕獲計画数は設定しないが積極的な捕獲を行う。
ニホンカモシカ	被害防除を行っても、被害が減少しなければ、特定鳥獣保護管理計画による個体数調整の対象とする。
ツキノワグマ	毎年、人家周辺への出没も見られるが、被害防止のためやむを得ない場合、関係機関と協議し捕獲することとし、捕獲計画数は設定しない。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	30頭	30頭	30頭
ニホンジカ	40頭	40頭	40頭
ニホンザル	30頭	30頭	30頭
ニホンカモシカ	2頭	2頭	2頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容	
野生鳥獣の捕獲については、関係法令とともに群馬県が定める鳥獣保護管理事業計画の方針に基づき実施してきたところである。	
イノシシ	農作物被害は少ないが植え付けから収穫終了までの間を中心に、被害箇所及びその周辺の山林において、箱わな及びくくり罠により捕獲を行う。
ニホンジカ	主に被害拡大する果樹等の新芽の発生時期及び収穫期に被害地域において、くくり罠により捕獲を行う。
ニホンザル	主に被害拡大する農作物の収穫期に被害地域において、捕獲檻による捕獲を行う。
カラス	銃による威嚇発砲をするなど追い払いを行い、必要に応じて銃により捕獲を行う。
ハクビシン	主に被害拡大する果樹等の収穫期に被害地域において、箱わなによる捕獲を行う。
ツキノワグマ	農作物の被害又は、人身被害防止等捕獲がやむを得ない場合、箱わなを中心に安全かつ効果的な方法により捕獲を行う。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
銃刀法第5条の2第4項第1号に規定するライフル銃による捕獲については該当無し。

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
対象鳥獣	希望する鳥獣について、地方自治法第252条の17の2第1項及び群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の2条第1項に基づき県から捕獲許可権限について委譲済み。

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
イノシシ ニホンジカ ニホンザル ニホンカモシカ ツキノワグマ	ワイヤーメッシュ柵 2,410m	ワイヤーメッシュ柵 1,500m	ワイヤーメッシュ柵 1,500m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
イノシシ ニホンジカ ニホンザル ニホンカモシカ ツキノワグマ	侵入防止柵を設置した地区ごとに下草刈りを行い、動物が出没した場合には煙火花火などを用いた追上げ・追払い活動も行うことで適正な管理に努めている。	侵入防止柵を設置した地区ごとに下草刈りを行い、動物が出没した場合には煙火花火などを用いた追上げ・追払い活動も行うことで適正な管理に努めている。	侵入防止柵を設置した地区ごとに下草刈りを行い、動物が出没した場合には煙火花火などを用いた追上げ・追払い活動も行うことで適正な管理に努めている。

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	ニホンジカ イノシシ ニホンザル	広報誌、チラシ等により地域住民に対し鳥獣害対策の普及啓発を図る。 森林整備による緩衝地帯の設置、放任果樹の除去、収穫残渣の適正管理を促進する。 ニホンザルの被害発生地域については、住民が地域ぐるみで被害防除に取り組めるよう、追い払い資材購入斡旋、煙火業者の積極的な支援協力を行う。
令和7年度	ニホンジカ イノシシ ニホンザル	広報誌、チラシ等により地域住民に対し鳥獣害対策の普及啓発を図る。 森林整備による緩衝地帯の設置、放任果樹の除去、収穫残渣の適正管理を促進する。 ニホンザルの被害発生地域については、住民が地域ぐるみで被害防除に取り組めるよう、追い払い資材購入斡旋、煙火業者の積極的な支援協力を行う。
令和8年度	ニホンジカ イノシシ ニホンザル	広報誌、チラシ等により地域住民に対し鳥獣害対策の普及啓発を図る。 森林整備による緩衝地帯の設置、放任果樹の除去、収穫残渣の適正管理を促進する。 ニホンザルの被害発生地域については、住民が地域ぐるみで被害防除に取り組めるよう、追い払い資材購入斡旋、煙火業者の積極的な支援協力を行う。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
川場村	県、警察鳥獣被害対策実施隊、猟友会等との連絡調整及び連絡支援、村内への情報提供
群馬県（利根沼田農業事務所、利根沼田環境森林事務所）	川場村との連携、各種情報の提供
沼田警察署（川場駐在所）	川場村との連携、対象鳥獣の情報提供、被害状況調査、対象鳥獣の捕獲、追い払い、駆除の実施
利根沼田猟友会川場支部	川場村との連携、対象鳥獣の情報提供、被害状況調査、対象鳥獣の捕獲、追い払い、駆除の実施
川場村鳥獣被害対策協議会	有害捕獲関連の情報提供及び対象鳥獣の捕獲

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

利根沼田環境森林事務所へ捕獲申請→猟友会支部長及び実施隊長へ連絡→場合により警察に連絡→加害獣の捕獲

- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

川場村の指導のもと実施隊及び有害鳥獣捕獲隊に捕獲した現場での埋設等をお願いしている。

ニホンカモシカ、ツキノワグマについては、学術研究のための資料として提供するほか、実施隊及び有害鳥獣捕獲隊により埋設等適切に処理するものとする。

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現在、群馬県において一部を除いて野生獣肉の出荷制限がでているため、野生獣肉の食肉加工はできないが、制限が解除されたときには捕獲した対象鳥獣を食肉利用するために、食肉加工等施設の整備を検討する。
ペットフード	予定なし
皮革	予定なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学研究等)	ニホンジカ・イノシシは放射線測定の検体、ツキノワグマは調査や学術研究に利用するため、捕獲した際には自然史博物館へ送付している。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の実施

予定なし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施

予定なし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の実施等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	川場村鳥獣害対策協議会
構成機関の名称	役割
川場村	協議会の運営等
川場村村議会（産業建設常任委員会）	村内からの要望等の集約、報告
群馬県（利根沼田農業事務所、利根沼田環境森林事務所）	協議会との連絡、各種情報の提供
JA 利根沼田	協議会と被害農家の連携、被害状況調査
利根沼田猟友会川場支部	対象鳥獣の情報提供、被害状況調査、対象鳥獣の捕獲、追い払い対策の実施
地区区長会長	被害農家と協議会との連絡支援

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
群馬県鳥獣被害対策支援センター	鳥獣被害対策施策等に関わる指導及び助言
群馬県立自然史博物館	捕獲個体の調査検体（ツキノワグマ等）

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥獣被害対策実施隊の人数は24名（令和6年1月1日時点）で構成されている。構成員には出荷農家が多く、村民の目撃情報をもとにわなの設置や巡視などを日頃から行っている。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が

行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

捕獲の担い手を確保するため、県が主催するわな猟免許取得者講習会への参加と狩猟免許への普及を行う。

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣害対策について関係者が共通の認識をもつため、研修会を開催し、組織の充実を図る。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。